**第２章　計画の基本的な考え方**

## **１　障害の概念**

平成23年の改正障害者基本法において、「障害者」の定義は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされました。

これにより、難病[[1]](#footnote-1)等に起因する障害など必ずしもそのまま身体障害、知的障害、精神障害のいずれかの類型に当てはまらないものについても、「障害」に含まれることが明確化されています。また、障害のある人が日常生活及び社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるという考え方の下、障害のある人の定義に「社会モデル」の視点が盛り込まれています。

したがって、本計画における「障害」や「障害のある人」についても、改正障害者基本法の定義を踏まえたものとします。

**～「障害」という表記について～**

「障害」という言葉を表記するとき、「障がい」というように、ひらがな交じりで表記することや、漢字の持つ意味合いから、「障碍」という表記にしようとする考え方があります。

一方、音と触感に頼る生活で文字としての漢字を見たことがないという、視力に障害のある人もいて、漢字をそのよみで表記してもそのことばの持つ意味合いはなんら変わるものではないという考え方もあります。

また、本計画は障害者基本法などに基づく法定計画であることから、ひらがな交じりなどで表記をしようとしても、法令や固有名詞などは「障害」と表記することになるため、それらの表記が混在してしまいます。

そうした、様々な考え方がある中で、本計画では「障がい」や「障碍」ではなく、法令等にあわせて「障害」と表記することにしました。

本計画での「障害」とは、人が社会の中で生活をしていくことを妨げる様々な制約や不便（＝社会的な障壁）によって生じるものであり、それらを被る人を「障害のある人」と考えています。この「障害」という表記には、『社会的な障壁を解消することは社会の責任である』という意味を込めています。

ただし、ひらがな交じりなどで表記するという考え方を否定しているわけではありません。様々な考え方がある中の一つとして受け止めています。

## **２　基本理念**

本市では、ノーマライゼーション[[2]](#footnote-2)の浸透や障害のある人の自立性を高めるとともに、生活の安定と在宅・地域生活を支援するサービスの充実等に努めて、生きがいを持って自分らしく過ごせる地域生活の実現を目指しています。

本計画の根拠法となる障害者基本法においては、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

また、本市の福祉関連分野の基本計画である「あまがさきし地域福祉計画」では、「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現」を地域福祉の理念とし、市民が主体的な関心を持ち、自らの積極的な参加が行われ、事業者や市と共にみんなで地域福祉を育むことによって福祉コミュニティが進んだ社会の実現を目指しています。

これらの理念や近年の障害のある人を取り巻く社会状況を踏まえ、本計画の推進にあたって目指すべき基本理念を次のように設定します。

**誰もがその人らしく、自立して安心に**

**暮らすことができる共生社会の実現**

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション[[3]](#footnote-3)」の考え方の下、障害の有無にかかわらず、誰もがその人らしくいきいきと地域で生活し、地域とのかかわりの中で自立して過ごせる支え合いのまちづくりを目指します。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、自らの可能性や自主性を発揮していくことや、身近な地域で支え合い、助け合いながら、誰もが相互に個性を尊重し合い、共生できる社会を実現していくことが求められます。地域行事やまちづくり、防災訓練などに積極的に参加し、役割を担っていくことを、障害のある人や当事者団体、施設・事業者等が自ら求め、また、周囲からも求められるような地域社会の形成が必要です。

さらに、「ユニバーサルデザイン[[4]](#footnote-4)」に配慮したまちづくりによって、障害の有無や年齢等にかかわらず、誰もが住みやすい環境を整備していくことも必要です。

そのため、人間尊重の視点に立った施策の推進により、障害のある人が地域の方々と共に自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現を図ります。

## **３　本計画における重点課題**

国が定める「障害者基本計画（第４次）」は、平成30年度から令和４年度までの５年間を計画期間としています。第２次計画の期間では、平成23年度に改正障害者基本法、平成24年度に障害者総合支援法が成立しており、第３次計画の期間では、平成25年度に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立したほか、障害者権利条約を批准するなど、障害のある人の権利利益が保障されるとともに、それを阻む社会的障壁の除去に向けた環境の整備が進められています。

第４次計画においては、障害者権利条約を批准した後に初めて策定された計画であることから、条約の理念を随所に反映するなど整合性の確保が図られており、また、これまでの取組や流れを踏まえ、国民誰もが相互に尊重し支え合う共生社会の実現に向けて、障害のある人の自立と社会参加を支援する施策等の一層の推進が図られています。

**障害者基本計画（第４次）**

**【基本理念】**

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現（基本法第１条）

**【基本原則】**

1. 地域社会における共生等（第３条）
2. 差別の禁止（第４条）
3. 国際的協調（第５条）

**【各分野に共通する横断的視点】**

（１）条約の理念の尊重及び整合性の確保

（２）社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

（３）当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

（４）障害特性等に配慮したきめ細かい支援

（５）障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

（６）ＰＤＣＡサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

本計画の基本理念である「誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現」に向けて、当事者団体や庁内関係部局、その他の様々な団体・機関等との協働により、本市の障害者施策を総合的に進めていく必要があります。

国や県をはじめとする近年の社会動向や本市の現状を踏まえ、本計画では、『必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり』、『生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり』、そして『共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり』の３点を、本計画を推進するうえでの重点課題として設定します。

重点課題１　必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり

障害のある人が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくりが求められています。

また、保護者の高齢化等による親元からの自立や「親亡き後」を見据えた地域生活への支援を行っていくため、きめ細やかな支援体制づくりを進めていくことが課題となっています。

そのため、障害のある人が希望する日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域において必要な医療サービスや医学的リハビリテーションが受けられる体制を構築していくとともに、障害の早期発見や早期支援につなげることができるよう、各種健康診査・健康相談の実施等に取り組むことが必要です。

さらに、一人ひとりの心身の状況や利用意向などを踏まえた質の高い福祉サービスを提供していくほか、日常の悩みから専門的相談にも対応できる相談支援体制の充実に取り組むことが必要となっています。

重点課題２　生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり

障害のある人が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動について参加する機会が確保され、生きがいを持って暮らすことができる環境づくりが求められています。

また、療育から教育、就労へと、それぞれのライフステージをつなぐ長期的な視点の「途切れのない支援」を行っていくため、一貫した支援体制づくりを進めていくことが課題となっています。

そのため、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現ができるよう、地域において適切な療育やそれぞれの障害特性を踏まえた十分な教育が受けられる体制を構築していくとともに、その支援で得た情報等から自立した生活を送ることができるよう就労の場の提供に取り組むことが必要です。

さらに、生活・移動環境のバリアフリー[[5]](#footnote-5)化や住まいの確保を進めていくほか、スポーツや交流活動など気軽に参加できる機会や場の提供に取り組むことが必要となっています。

重点課題３　共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり

障害のある人が、基本的人権を享有する個人として、社会や地域において正しい理解や適切な配慮が確保され、共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくりが求められています。

また、地域における「顔の見える関係」を意識したネットワークを構築していくため、包括的な支援体制づくりを進めていくことが課題となっています。

そのため、障害のある人が孤立して不安に陥ることなく、相互に理解し合える関係が築けるよう、地域において防災・防犯など非常時への備えだけでなく、平時からの見守りや支援体制を構築していくとともに、情報の利活用のしやすさを向上していくため、意思疎通[[6]](#footnote-6)支援や情報提供の充実に取り組むことが必要です。

さらに、権利利益を守るための支援を行っていくほか、障害や障害のある人に対する理解の促進や差別の解消に取り組むことが必要となっています。

**■施策体系**

基本理念

重点課題

基本施策

施策の方向性

**誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現**

**必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり**

１　保健・医療

２　福祉サービス、

　　相談支援

（１）医療、リハビリテーション

**生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり**

**共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり**

３　療育・教育

４　雇用・就労

５　生活環境、

　　移動・交通

６　生涯学習活動

７　安全・安心

８　権利擁護、

 啓発・差別の解消

９　情報・コミュニケーション、行政等における配慮

（２）精神保健に対する施策

（３）難病等に対する施策

（１）障害福祉サービス等

（２）相談支援体制

（１）療育

（２）インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育

（３）こころの教育・支援

（４）障害の原因となる疾病の

　　　予防・支援等

（１）雇用機会

（２）多様な就労

（１）生活環境

（２）移動環境

（１）生涯学習活動

（スポーツ・文化芸術・地域交流）

（１）防災対策

（２）防犯対策、消費者保護

（１）権利擁護

（２）理解・啓発活動と差別解消

（２）行政サービス等における配慮

（１）情報の利活用のしやすさと　コミュニケーション支援

1. 難病

原因不明で、治療方法が未確立であり、生活面で長期にわたり支障が生じる疾病のうち、がん、生活習慣病等個別の対策の体系がないもの。 [↑](#footnote-ref-1)
2. ノーマライゼーション

障害のある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で同じ地域に住む他の人々と同様に生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。 [↑](#footnote-ref-2)
3. リハビリテーション

単に医学的な機能回復訓練にとどまることなく、医学的、教育的、職業的、社会的な幅広い分野で、ライフステージの全てにわたって、障害のある人が人間としての尊厳を回復し、生きがいをもって社会に参加できるようにすることを目的とする援助の体系。 [↑](#footnote-ref-3)
4. ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、はじめから全ての人が利用しやすい凡用性の高い環境にしておこうとする考え方。 [↑](#footnote-ref-4)
5. バリアフリー

障害のある人が社会生活を営むうえでの障壁（バリア）をなくすこと。バリアには建物など物理的なもの以外にも意識上のものや制度的なものなどがある。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 意思疎通

互いに考えることを伝え、理解を得ること、認識を共有すること等をいう。ここでは言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。 [↑](#footnote-ref-6)